

玉名市景観形成支援補助金交付要綱

玉名市告示第22号
平成29年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉名市景観条例（平成28年条例第4号）第20条第1項の規定に基づき、景観づくりに著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「修景」とは、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定された玉名市景観計画（以下「景観計画」という。）に定める景観形成基準に適合し、かつ、周辺の景観に調和させることをいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、景観計画に定められた景観形成推進地区内において、次項に定める修景事業を行う建築物の所有者若しくは管理者又は土地所有者等とする。

2 補助の対象となる修景事業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、販売を目的とする敷地（建売販売等を目的とする敷地を含む。）において行う事業は、補助金の対象としない。

- (1) 景観計画に定める景観形成推進地区内で実施する事業
- (2) 建築物等の所有者若しくは管理者又は土地所有者等が行う事業
- (3) 道路又は川に面する部分の修景が含まれる事業
- (4) 景観計画に適合し、周囲の景観と調和する事業
- (5) 当該年度内に完了する事業

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第2項に規定する事業のうち、次に掲げるものに係る費用とする。

- (1) 修景を伴う既存建築物の外壁又は屋根の改修に要する費用
- (2) 外壁等の色彩の変更に要する費用
- (3) 修景を伴う生垣、塀等、石垣又は門の設置又は改修に要する費用
- (4) 道路又は川に面する建築設備の遮へい等に要する費用
- (5) 修景を伴う看板等の設置又は改修に要する費用

2 補助対象経費に対し、他制度による補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

3 補助金の額は、別表の左欄に掲げる対象事業ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる補助対象経費に対する補助率及び同表右欄に掲げる補助限度額の範囲内において市長が決定する額（1,000円未満切捨て）とする。

4 第1項第1号及び第2号の補助対象経費については、同一の建物につき、どちらかの修景事業に1回限り補助金を交付するものとする。

5 第1項第3号から第5号までの補助対象経費については、同一敷地内につき、修景事業ごとに1回限り補助金を交付するものとする。

6 同一敷地内における補助金額は、一の年度において130万円を限度とする。

7 第4項及び前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、改めて補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、玉名市景観形成支援補助金交付申請書（様式第

1号) に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書 (様式第2号)
- (2) 収支予算書 (様式第3号)
- (3) 実施箇所を示す位置図及び現況写真
- (4) 工事費等見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定の可否を決定し、その結果を玉名市景観形成支援補助金交付 (不交付) 決定通知書 (様式第4号) により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者 (以下「補助対象者」という。) は、申請した内容又は添付書類を変更しようとするときは、玉名市景観形成支援補助金変更承認申請書 (様式第5号) に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書 (様式第6号)
- (2) 収支変更予算書 (様式第7号)
- (3) 変更後の工事費等見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、玉名市景観形成支援補助金交付変更承認 (不承認) 通知書 (様式第8号) により補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、補助対象となる事業の中止等により申請の取下げをしようとするときは、玉名市景観形成支援補助金交付申請取下届 (様式第9号) を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた事業が完了したときは、玉名市景観形成支援補助事業実績報告書 (様式第10号) に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から15日を経過する日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 (様式第11号)
- (2) 収支決算見込書 (様式第12号)
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、玉名市景観形成支援補助金確定通知書 (様式第13号) によりその額を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、玉名市景観形成支援補助金交付請求書 (様式第14号) により、市長に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助対象者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	補助対象経費に対する補助率	補助限度額
修景を伴う既存建築物の外壁又は屋根の改修	1/2以内	100万円
外壁等の色彩の変更	1/2以内	10万円
修景を伴う生垣、塀等、石垣又は門の設置又は改修	1/2以内	30万円
道路又は川に面する建築設備の遮へい等	1/2以内	10万円
修景を伴う看板等の設置又は改修	1/2以内	10万円